

規則制定改廃の概要

2023年秋以降の改正規則（改正予定を含む）等：[69](#)件

船体関連：13件

機関関連：17件

電気設備関連：4件

艤装関連：20件

材料関連：5件

海洋構造物関連：3件

検査関連：7件

＊「改正規則の一覧」につきましては、
弊会HP2024年技術セミナー特設ページ内閲覧可能
公表済みの規則につきましては、[技術規則に関するポータルサイト](#)にて
[解説音声付動画](#)及び[解説文書](#)を閲覧可能

1. 技術規則等の公表方法変更

2. 鋼船規則等の改正概要

- 船体関連
- 艀装関連
- 機関, 電気設備及び材料関連

技術規則等の公表方法変更

- 技術規則等に関するポータルサイトの新設
ポータルサイトを新設し、本サイト内で、電子版規則及び規則改正の公表、規則改正に関する解説文書と音声付解説動画を公開
- 電子版規則(ClassNK RuleViewer)の正式運用開始
電子版規則(ClassNK RuleViewer)の正式運用を開始し、2024年6月に従来の製本版規則を廃止
- 技術セミナーの開催方法変更
技術セミナーで解説していた規則改正を動画で公開したことに伴い、技術セミナーの開催方法を変更

技術規則等に関するポータルサイトの新設

✓ マイページ登録・認証を廃止し、技術規則関連情報にワンクリックでアクセス
新・HPトップページ



新・技術規則ポータルサイトトップ



技術規則等に関するポータルサイトの新設

✓ NK技術規則に関連する情報を一元化（配布資料アンケート 3-①, ②に関連）

電子版規則・規則のPDF版



電子版規則・PDF規則

規則改正に関する情報



次頁へ

規則改正に関する情報
(技術委員会資料・示達資料)

技術規則等に関するポータルサイトの新設

- ✓ アイコンを用いた視覚的な情報提示（配布資料アンケート 3-①, ②に関連）
- ✓ 各改正に関連が深い業界を明示

船体

材料

機関

艀装

電気設備

海洋構造物

検査

技術規則等の一部改正

技術規則等の一部改正（2024年6月27日発行）

規則毎改正リスト(日本籍船舶) (外国籍船舶)

船体						
	日本籍	外国籍	特に影響を受けるステークホルダー			解説
			船主	造船所	その他	
船体構造部材の座屈強度評価				○	○	
ハッチカバー、ハッチコーミング及び閉鎖装置				○	○	
コンテナ運搬船の小倉口				○		
船楼端隔壁及び甲板室周壁の最小板厚				○		
Guidelines for the application of the Finnish-Swedish Ice Class Rules				○		
Common Structural Rules for Bulk Carriers and Oil Tankers, 1 January 2023, Rule Change Notice 1				○		
同型船における図面提出省略				○		
船体建造時に適用される工作精度標準			○	○		
ラダーキャリアベアリング				○		
鋼船規則C編関連				○		

関連が深い
業界を明示

船主	造船所	その他
	○	○
	○	○
	○	
	○	
	○	
	○	
	○	
○	○	
	○	
	○	

材料

技術規則等に関するポータルサイトの新設

- ✓ 規則改正に関する**解説の公表方法の変更**（配布資料アンケート 3-①, ②に関連）
 - ・ 音声付き動画による規則改正の解説の配信
 - ・ 従来通りの文書による解説の掲載

特に関係するステークホルダー					
	日本籍	外国籍	船主	造船所	その他
船体構造部材の座屈強度評価	📄	📄		○	○
ハッチカバー、ハッチコーミング及び閉鎖装置	📄	📄		○	○
コンテナ運搬船の小倉口	📄	📄		○	
船楼端隔壁及び甲板室周壁の最小板厚	📄	📄		○	
Guidelines for the application of the Finnish-Swedish Ice Class Rules	📄	📄		○	
Common Structural Rules for Bulk Carriers and Oil Tankers, 1 January 2023, Rule Change Notice 1	📄			○	
同型船における図面提出省略	📄	📄		○	
船体建造時に適用される工作精度標準	📄	📄	○	○	
ラダーキャリアベアリング	📄	📄		○	
鋼船規則C編関連	📄	📄		○	



37. 鋼船規則 C 編における改正点の解説
(鋼船規則 C 編関連)

1. はじめに

2023 年 12 月 22 日付一部改正により改正された鋼船規則 C 編中、鋼船規則 C 編関連に関する事項について、その内容を解説する。なお、2024 年 6 月 22 日以降に建造契約が行われる船舶に適用される。

2. 改正の背景

本会の船体構造に関する規則である鋼船規則 C 編は、全面改正が行われ、2022 年 7 月 1 日付で制定された。その後、規則適用の検討段階において、関連業界より規則の明確化や改善要望等に関するフィードバックが寄せられた。

一方、温度の上昇に伴い材料強度が低下する傾向を算式に反映している。規則 C 編における主要支持構造強度 (1 編 7 章) 等においては、寸法算式中で材料係数 K が考慮されており、間接的に使用温度環境下における影響を加味した寸法を与えるものとなっている。

一方、局部強度評価 (1 編 6 章) においては、使用する材料の規格最小降伏応力 σ_y を算式中で参照していることから、規則上、温度影響は考慮されておらず、主要支持構造強度評価との取り扱いに差異があった。本改正では、ステンレス材を使用する場合の規格最小降伏応力の取り扱いを明記し、材料係数 K で考慮している係数 f_t を用いた算式を規定した。

なお、係数 f_t の適用に関し、オーステナイト系ステンレス鋼である SUS316LN 及び SUS316L-400、二相系ステンレス鋼である 625 合金 (UNS N06625) の実用試験結果と算定式から得られた値とを比較し、算定式による値が試験値よりも低くなる傾向を確認した。よって、ステンレス材の強度面に対する温度影響の取り扱いについては、C 編において一貫した要件となるよう、使用材料の諸特性について離れた 1 編 3 章 3.2.1.4 において、係数 K に含まれる係数 f_t をステンレス材の規格最小降伏応力 σ_y に含めることで、温度影響を考慮できるよう規定した。

年2回公表

改正背景及び改正

2-7編4章4.4.3 主要支持

タンカーの港内状態における積付状態は、考える最も厳しいコンディションとしている。

貨物タンク荷重と外圧との差が大きいほど厳しいコンディションとなるため、以下の2ケースを考慮している。

評価対象

港内状態

評価対象

港外状態

タンカーは他船種と比較しても、個船ごとに必要とされる積付状態が大きく異なるため、規則に規定する積付状態以外でも評価できるといった要件があった方がよいとの要望への対応

規定している喫水を上回るもしくは下回る場合を考慮できることで、設計の自由度を確保できるように改める。

しかしながら、タンカーは他の船種と比較しても、船毎に必要とされる積付状態が異なるため、規則に規定する積付状態以外の

図4 試験値と算定式による値との比較結果

(2) 船尾材に隣接する外板の板厚要件 (1 編 11.5.2.5 関連) :

船尾材要件に関し、2022 年に実施された鋼船規則 C 編の全面見直しにおいて、IACS の共通構造規則である CSR-BC&OT の 1 編 10 章 3 節の要件が導入された。

一方、船尾材に隣接する外板の要求寸法に関する要件に関しては、全面見直しの過程で、設計の自由度を持たせるために、従来の実績値に基づく構造算式が削除された。しかしながら、関連業界より、設計時の参考となる要件の規定について要望があり、これを受け、IACS CSR-

技術規則等に関するポータルサイトの新設

✓ 過去のNK技術規則もダウンロード可能（配布資料アンケート 3-①, ②に関連）

技術規則・検査要領 関連ページ

→ 技術規則・検査要領トップ

→ ClassNK RuleViewer

→ 技術規則・検査要領（PDF）

→ 過去の技術規則・検査要領

→ ニュース一覧

→ 最新の規則改正

→ 過去の規則改正

→ 審議中の規則改正案

官公庁船規則、ガイドライン、技術書籍等

→ マイページログイン

過去の技術規則・検査要領

2001年からの技術規則・検査要領のpdf版をダウンロードできます。2024年以降のpdf版規則については、[ClassNK RuleViewer](#)からダウンロードできます。

2001年版以降の技術規則等を
ダウンロード可能

全規則一括ダウンロード

規則名		ダウンロード	
2023年度版	NK技術規則一括ダウンロード（698MB）	↓ 日本籍	↓ 外国籍
2022年度版	NK技術規則一括ダウンロード（620MB）	↓ 日本籍	↓ 外国籍
2021年度版	NK技術規則一括ダウンロード（640MB）	↓ 日本籍	↓ 外国籍
2020年度版	NK技術規則一括ダウンロード（647MB）	↓ 日本籍	↓ 外国籍
2019年度版	NK技術規則一括ダウンロード（579MB）	↓ 日本籍	↓ 外国籍
2018年度版	NK技術規則一括ダウンロード（571MB）	↓ 日本籍	↓ 外国籍
2017年度版	NK技術規則一括ダウンロード（624MB）	↓ 日本籍	↓ 外国籍
2016年度版	NK技術規則一括ダウンロード（630MB）	↓ 日本籍	↓ 外国籍

技術規則等の公表方法変更

電子版規則 (ClassNK RuleViewer) の正式運用開始

✓ ポータルサイトトップページからワンクリックでのアクセスが可能



ClassNK RuleViewer

以下のような機能を備えており、より見やすく、必要な情報を短時間で見つけ出すことが可能です。

- 規則本文と対応する検査要領などのマルチ画面表示
- 参照する規則、検査要領へのリンク
- 一部改正の適用条件（適用日等）の表示

最新の技術規則・検査要領

ClassNK RuleViewerを使う

技術規則・検査要領のPDFをダウンロードする



ClassNK RuleViewer - 規則閲覧 -

最新版 PDF版

閲覧したい規則のボタンを押してください

規則文書 翻訳

外国籍船舶用		日本籍船舶用		発行日	規則名称
Rules	Guidance	規則	要領		
鋼船規則					
				2024/03/08	A
				2024/03/08	B
				2024/03/08	C
				2024/03/08	C
				2024/03/08	C
				2024/03/08	U
				2024/03/08	V
				2024/03/08	V
				2024/03/08	C
				2024/03/08	C
				2024/03/08	C

鋼船規則A編 総則

1章 通則

1.1 一般

1.1.1 適用*

■ 1.1.1 登録規則2章により船級登録される鋼船の検査、構造等に関しては、この規則の定めるところによる。ただし、次の(1)から(13)に掲げる設備又は装置の検査及び構造等、安全管理システム及び船舶保安システムの審査並びに海上労働システムの検査に関しては、次による。

- (1) 海洋汚染防止設備等：海洋汚染防止のための構造及び設備規則
- (2) 揚貨設備（注1）：揚貨設備規則
- (3) 機関区域無人化設備：自動化設備規則
- (4) 潜水装置：潜水装置規則
- (5) コンテナ設備のうちコンテナ：海上コンテナ規則
- (6) 安全管理システム：船舶安全管理システム規則
- (7) 安全設備：安全設備規則
- (8) 無線設備：無線設備規則
- (9) 居住衛生設備：居住衛生設備規則
- (10) 船舶保安システム：船舶保安システム規則
- (11) 防汚システム：船体防汚システム規則
- (12) 海上労働システム：海上労働システム規則
- (13) バラスト水管理設備等：バラスト水管理設備規則

（注1）旅客船を除く（総トン数300トン以上の船舶に施設され1以上の貨物の搬卸に使用される揚貨装置に限る。

■ 2. 日本以外の国の船籍を有する船舶のうち特別なものについての検査、構造等に関しては、この規則の規定にかかわらず日本海事協会（以下、「本会」という。）の適当と認めることによる。

■ 3. 船員の確保及び育成を目的とした船員室の増設又は拡大により、総トン数500トン以上となった船舶のうち、次の(1)から(3)を満足する船舶については、この規則の規定にかかわらず、

鋼船規則検査要領A編 総則

A1 通則

A1.1 一般

A1.1.1 適用

■ 1.1 鋼船規則（以下、本検査要領では「規則」という。）の運用にあたり、総トン数は次により定まるものとする。

- (1) 1986年1月1日より建造中に着手される日本籍船舶で船舶のトン数の測定に関する法律（昭和55年法律第40号、以下、「トン数法」という。）第八條第一項の国際トン数証書又は同第七項の国際トン数確認書の交付を受けている船舶（船舶安全法施行規則第一條第二項第一号又は第二号の船舶（同号の船舶にあっては、自ら漁業に従事するものに限る。）及び1994年7月18日より前に建造中に着手されたトン数法第五條第一項の総トン数が1,600トン未満の非旅客船を除く。）については、トン数法第四條第一項の国際トン数
- (2) 前(1)に掲げる船舶以外の日本籍船舶については、トン数法第五條第一項の総トン数
- (3) 日本籍船舶以外の船舶については、次による。
 - (a) 船籍国政府の発行する国際証書に掲げられている総トン数
 - (b) 前(a)による総トン数にかかわらず、1994年7月18日より前に建造中に着手された船舶にあっては、船籍国政府がIMO Resolution A.494を適用して、1969年トン数条約発効前に使用していたトン数測定規則による総トン数の値を SOLAS適用上の総トン数としてその船に認めている場合にはその総トン数

表A1.1.1-1. 規則の免除又は緩和の一覧

免除又は緩和が可能な設備又は要件	規則番号	
船舶設備規格関連		
非常照明	規則H編3.2.3.3	規則H
非常脱出用呼吸器	規則R編13.3.3	規則R
	規則R編13.4.7	

技術規則等の公表方法変更

電子版規則(ClassNK RuleViewer)の正式運用開始

- ✓ デジタル版規則「ClassNK RuleViewer」により、全技術規則を閲覧可能
- 直感的操作が可能なデザイン（配布資料アンケート 3-③に関連）

ClassNK RuleViewer - 規則閲覧 -

最新版 PDF版

閲覧したい規則のボタンを押してください

外国籍船舶用		日本籍船舶用	
Rules	Guidance	規則	要領
鋼船規則			
			202
			202
			202
			202
			202
			202
			202
			202
			202

見たい規則を選択

ClassNK RuleViewer

鋼船規則A編 総則

1章 通則

1.1 一般

1.1.1 適用*

■-1. 登録規則2章により船舶登録される鋼船の検査、構造等に関しては、この規則の定めるところによる。ただし、次の(1)から(13)に掲げる設備又は装置の検査及び構造等、安全管理システム及び船舶保安システムの審査並びに海上労働システムの検査に関しては、次による。

(1) 海洋汚染防止設備等：海洋汚染防止のための構造及び設備規則

(2) 揚貨設備（注1）：揚貨設備規則

(3) 機関区域無人化設備：自動化設備規則

(4) 潜水装置：潜水装置規則

(5) コンテナ設備のうちコンテナ：海上コンテナ規則

(6) 安全管理システム：船舶安全管理システム規則

(7) 安全設備：安全設備規則

(8) 無線設備：無線設備規則

(9) 居住衛生設備：居住衛生設備規則

(10) 船舶保安システム：船舶保安システム規則

(11) 防汚システム：船舶防汚システム規則

(12) 海上労働システム：海上労働システム規則

(13) バラスト水管理設備等：バラスト水管理設備規則

（注1） 旅客船を除く総トン数300トン以上の船舶に施設される1t以上の貨物の搬卸に使用される揚貨装置に関する。

■-2. 日本以外の国の船舶を有する船舶のうち特別なものについての検査、構造等に関しては、この規則の規定にかかわらず日本海事協会（以下、「本会」という。）の運営と認めるところによる。

■-3. 船員の確保及び育成を目的とした船員室の増設又は拡大により、総トン数500トン以上となった船舶のうち、次の(1)から(3)を満足する船舶については、この規則の規定にかかわらず、本会が運営と認めるところにより総トン数499トンの船舶として規則の規定を免除又は緩和することができる。

(1) 国際航海に従事しない船舶であって、旅客船以外のものであること。

(2) 総トン数510トン未満の船舶であること。

(3) 船員の確保・育成を目的とした船員室の増設又は拡大について、地方運輸局等の確認を受けたことを証する書類の交付を受けた船舶であること。

1.1.2 ばら積貨物船及び油タンカーに関する適用の特例

■-1. 2006年4月1日から2015年6月30日までの間に建造契約が行われた長さ90m以上のばら積貨物船であって、国際航海に従事し、かつ、航路を制限しないものに関しては、

鋼船規則検査要領A編 総則

A1 通則

A1.1 一般

A1.1.1 適用

■-1. 鋼船規則（以下、本検査要領では「規則」という。）の適用にあたり、総トン数は次により定まるとすること。

(1) 1986年1月1日以降建造に着手される日本籍船舶で船舶のトン数の制度に関する法律（昭和55年法律第40号。以下、「トン数法」という。）第八条第一項の国際トン数証書又は同等七項の国際トン数確認書の交付を受けている船舶（船舶安全法施行規則第一条第二項第一号又は第二号の船舶（同号の船舶にあつては、自ら漁ろうに従事するもの）に建造に着手されたトン数法第五条第一項の総トン数が1,600トン未満の非旅客船を除く。）については、トン数法第四条第一項の国際総トン数による。

（注） 1994年7月18日より前に建造に着手された船舶にあつては、船舶国政府がIMO Resolution A.494を適用して、1969年トン数条約発効前に総トン数の値を SOLAS適用上の総トン数としてその船に認めている場合にはその総トン数

**対応する規則・要領を
並べて表示**

免除又は緩和が可能な設備又は要件	規則番号	備考
船舶設備規程関連		
非常照明	規則H編3.2.3-3.	規則H編6.2.9を適用できる。
非常脱出用呼吸器	規則R編13.3.3 規則R編13.4.7	規則R編21.2.1-19を適用できる。
操舵装置の代替動力源	規則D編15.2.6	規則D編25.2.1-3.(1)を適用できる。
油圧操舵装置の付属設備	規則D編15.2.4-2., -5.及び-6.	規則D編25.2.1-4.(8)を適用できる。
二組以上の発電機	規則H編3.2.1-1.及び-2.	船級符号に（Restricted Greater Coasting Service）,（Coasting Service）,（Smooth Water Service）又はこれに相当する付記を有する船舶にあつては、規則H編6.2.7-1.を適用できる。それ以外の船舶に

This website is copyrighted by NIPPON KAIJI KYOKAI (ClassNK)

11

CHARTING THE FUTURE

技術規則等の公表方法変更

電子版規則(ClassNK RuleViewer)の正式運用開始

- ✓ デジタル版規則「ClassNK RuleViewer」により、全技術規則を閲覧可能
 - 直感的操作が可能なデザイン（配布資料アンケート 3-③に関連）

左右に表示する内容は自由に切替可能

Rule s	Guidance	規則	要領	発行日	規則名称
				2024/03/08	A編 総則
				2024/03/08	B編 船級検査
				2024/03/08	C編 船体構造及び船体構築
				2024/03/08	C編 船体構造及び船体構築 1編 共通要件（2023年7月1日以降建造契約船に適用）
				2024/03/08	C編 船体構造及び船体構築 2編 船種別要件（2023年7月1日以降建造契約船に適用）
				2024/03/08	CSR-B&T編（ばら積貨物船及び油タンカーのための共通構造規則 1編 共通要件
				2024/03/08	CSR-B&T編（ばら積貨物船及び油タンカーのための共通構造規則 2編 船種特有の要件

規則番号	備考
編3.2.3-3.	規則H編6.2.9を適用できる。
編13.3.3	規則R編21.2.1-19を適用できる。
編13.4.7	
編15.2.6	規則D編25.2.1-3.(1)を適用できる。
編15.2.4-2., -6.	規則D編25.2.1-4.(8)を適用できる。
編3.2.1-1.及び-2.	船級符号に（Restricted Greater Coasting Service）（Coasting Service）

技術規則等の公表方法変更

電子版規則(ClassNK RuleViewer)の正式運用開始

- ✓ デジタル版規則「ClassNK RuleViewer」により、全技術規則を閲覧可能
- **直感的操作が可能なデザイン**（配布資料アンケート 3-③に関連）

The screenshot displays the ClassNK RuleViewer interface. On the left is a sidebar menu with a search bar and a list of rules. The main area shows the selected rule, 3.9 船級符号に“CybR”の付記を有する船舶の特別要件. Annotations include:

- ①: Points to the hamburger menu icon in the top left corner.
- ②: Points to the left sidebar menu.

Below the main text, there is a table titled 表B3.1 確認する書類及び図書:

書類又は図書	確認事項
1 ローディングマニュアル	(1) C編1編3.8.1.1又はCS編25.1.1により備え付けが要求さ

Below the table, there is a section for 属性情報 and 改正内容 (2024/06/27).

- ①左上のアイコンを選択
②左下部のメニューから近年改正のあった規則を選択することで、
1. 改正のあった箇所に縦線
 2. 改正の内容を下部に表示

技術規則等の公表方法変更

電子版規則(ClassNK RuleViewer)の正式運用開始

- ✓ デジタル版規則「ClassNK RuleViewer」により、全技術規則を閲覧可能
 - ・ 直感的操作が可能なデザイン（配布資料アンケート 3-③に関連）

目次 検索結果

検索条件:

フリーワード検索
すべての語を含む
フリーワード: 検査

検索件数: 8

- 鋼船規則
 - A編 総則 (2024/06/27)
 - 1章 通則
 - 1.1 一般
 - 1.1.1 適用*
 - 1. 登録規則2章により船級登録される鋼船の検査、
 - 2. 日本以外の国の船籍を有する船舶のうち特別な
 - 1.2 船級符号への付記
 - 1.2.1 一般*
 - 1. この規則に定めるところにより、次に掲げる項
 - 1.2.7 検査方法
 - 1. B編の関連規定に従い、船級維持検査において
 - 2. B編6.1.2の規定に従い、水中検査の実施につい
 - 3. B編8.1.2-1の規定に従い、プロペラ軸の予防保
 - 4. B編8.1.2-2の規定に従い、プロペラ軸の予防保
 - 5. B編1.1.13の規定に従い、新造船の建造におい

jp/NKRuleDBService/RuleBrowsing/RuleDisplay

鋼船規則A編 総則

スペースで区切ることでAND検索

☒ 本規則検索
☐ 全規則検索

1章 通則

フリーワードによる検索が可能
表示中規則内検索
全ての規則検索
に対応

鋼船規則検査要領 A編 総則

A1 通則

A1.1 一般

A1.1.1 適用

鋼船規則（以下、本検査要領では「規則」という。）の適用にあたり、総トン数は次により定まるものとする。

(1) 1986年1月1日以降建造に着手される日本籍船舶で船舶のトン数の測定に関する法律（昭和55年法律第40号。以下、「トン数法」という。）第八條第一項の国際トン数証書又は同第七項の国際トン数確認書の交付を受けている船舶（船舶安全法施行規則第一條第二項第一号又は第二号の船舶（同号の船舶にあっては、自ら漁ろうに従事するものに限る。）及び1994年7月18日より前に建造に着手されたトン数法第五條第一項の総トン数が1,600トン未満の非旅客船を除く。）については、トン数法第四條第一項の国際総トン数

(2) 前(1)に掲げる船舶以外の日本籍船舶については、トン数法第五條第一項の総トン数

(3) 日本籍船舶以外の船舶については、次による。

(a) 船籍国政府の発行する国籍証書に掲げられている総トン数

(b) 前(a)による総トン数にかかわらず、1994年7月18日より前に建造に着手された船舶にあっては、船籍国政府がIMO Resolution A.494を運用して、1969年トン数条約発効前に使用していたトン数測定規則による総トン数の値を SOLAS適用上の総トン数としてその船に認めている場合にはその総トン数

表A1.1.1-1. 規則の免除又は緩和の一覧

免除又は緩和が可能な設備又は要件	規則番号	備考
船舶設備規程関連		
非常照明	規則H編3.2.3-3.	規則H編6.2.9を運用できる。
非常脱出用呼吸器	規則R編13.3.3 規則R編13.4.7	規則R編21.2.1-19.を運用できる。
操舵装置の代替動力源	規則D編15.2.6	規則D編25.2.1-3.(1)を運用できる。
油圧操舵装置の付属設備	規則D編15.2.4-2., -5.及び-6.	規則D編25.2.1-4.(8)を運用できる。
二組以上の発電機	規則H編3.2.1-1.及び-2.	船級符号に（Restricted Greater Coasting Service）,（Coasting Service）,

検索結果を一覧表示

電子版規則(ClassNK RuleViewer)の正式運用開始

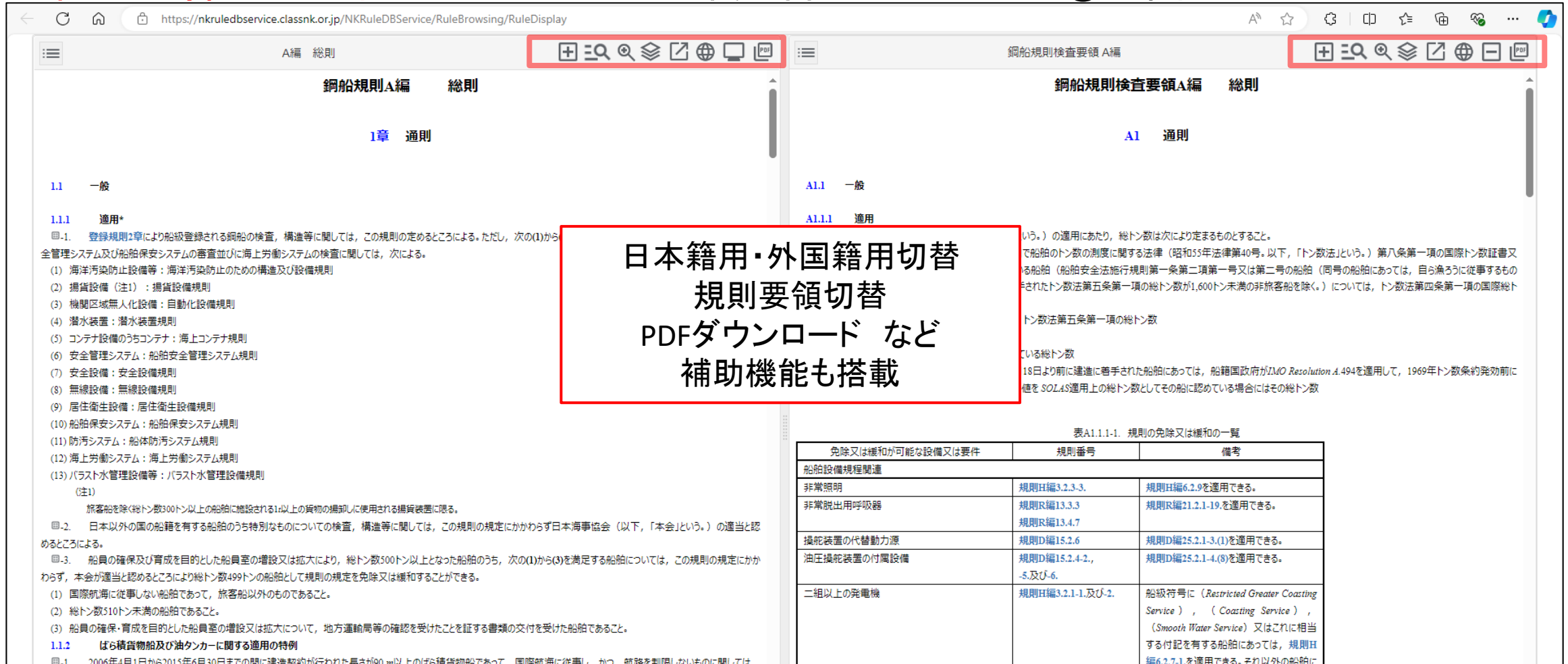
- ✓ デジタル版規則「ClassNK RuleViewer」により、全技術規則を閲覧可能
 - ・ 直感的操作が可能なデザイン（配布資料アンケート 3-③に関連）

規則本文をクリックすることで参照先規則を表示

免除又は緩和が可能な設備又は条件	規則番号	備考
船舶設備規程関連		
非常照明	規則H編3.2.3-3.	規則H編6.2.9を運用できる。
非常脱出用呼吸器	規則R編13.3.3 規則R編13.4.7	規則R編21.2.1-19を運用できる。
操舵装置の代替動力源	規則D編15.2.6	規則D編25.2.1-3.(1)を運用できる。
油圧操舵装置の付属設備	規則D編15.2.4-2., -5.及び-6.	規則D編25.2.1-4.(8)を運用できる。
二組以上の発電機	規則H編3.2.1-1.及び-2.	船級符号に (Restricted Greater Coasting Service) , (Coasting Service) ,

電子版規則(ClassNK RuleViewer)の正式運用開始

- ✓ デジタル版規則「ClassNK RuleViewer」により、全技術規則を閲覧可能
- **直感的操作が可能**なデザイン（配布資料アンケート 3-③に関連）



日本籍用・外国籍用切替
規則要領切替
PDFダウンロード など
補助機能も搭載

表A1.1.1-1. 規則の免除又は緩和の一覧

免除又は緩和が可能な設備又は要件	規則番号	備考
船舶設備規程関連		
非常照明	規則H編3.2.3-3.	規則H編6.2.9を適用できる。
非常脱出用呼吸器	規則R編13.3.3 規則R編13.4.7	規則R編21.2.1-19を適用できる。
操舵装置の代替動力源	規則D編15.2.6	規則D編25.2.1-3.(1)を適用できる。
油圧操舵装置の付属設備	規則D編15.2.4-2., -5.及び-6.	規則D編25.2.1-4.(8)を適用できる。
二組以上の発電機	規則H編3.2.1-1.及び-2.	船級符号に「Restricted Greater Coasting Service」, 「Coasting Service」, 「Smooth Water Service」又はこれに相当する付記を有する船舶にあっては、規則H編6.2.7.1を適用できる。それ以外の船舶に

電子版規則(ClassNK RuleViewer)の正式運用開始

- ✓ デジタル版規則「ClassNK RuleViewer」により、全技術規則を閲覧可能
 - 直感的操作が可能なデザイン（配布資料アンケート 3-③に関連）



The screenshot displays the ClassNK RuleViewer web application. At the top, the header includes the ClassNK logo and the text "RuleViewer - 規則閲覧 -". Below the header, there are tabs for "最新版" (Latest Version) and "PDF版" (PDF Version), with the latter highlighted by a red box. A message prompts the user to check the rules they want to download and click the "ダウンロード" (Download) button at the bottom right. The main content area is a table with columns for "Rules", "Guidance", "規則" (Rules), "要領" (Summary), "発行日" (Issue Date), and "規則名称" (Rule Name). The table is divided into two sections: "2024/06/27" and "2024/03/08". The "2024/06/27" section is selected, and the "日本籍船舶用" (For Japanese-registered ships) radio button is chosen. The table lists various rules, including "鋼船規則" (Steel Ship Rules), "その他船級規則" (Other Classification Rules), "登録関連規則" (Registration Related Rules), "設備規則" (Equipment Rules), "ISM/ISPS/MLC関連規則" (ISM/ISPS/MLC Related Rules), and "型式承認等の証明関連規則" (Type Approval and Certification Related Rules). A red box highlights the text "PDF版規則の一括ダウンロードも可能" (PDF version rules can also be downloaded in bulk). At the bottom right, a "ダウンロード" (Download) button is highlighted by a red box.

外国籍船舶用	日本籍船舶用				
Rules	Guidance	規則	要領	発行日	規則名称
☐ 2024/06/27 ☒ 日本籍船舶用 ☐ 外国籍船舶用 ☐ すべて					
		鋼船規則			▼
		その他船級規則			▼
		登録関連規則			▼
		設備規則			▼
		ISM/ISPS/MLC関連規則			▼
		型式承認等の証明関連規則			▼
☐ 2024/03/08 ☒ 日本籍船舶用 ☐ 外国籍船舶用 ☐ すべて					
		鋼船規則			▼
		その他船級規則			▼
		登録関連規則			▼
		設備規則			▼
		ISM/ISPS/MLC関連規則			▼
		型式承認等の証明関連規則			▼

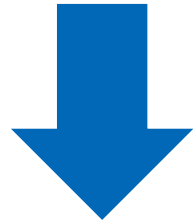
技術セミナーの開催方法変更

【昨年までの開催形式】

春季技術セミナー： 研究成果報告をメインに実施

秋季技術セミナー： その年にあった規則改正をピックアップし解説

- ポータルサイトの新設： 音声動画による解説をすべての改正案で発信
- 規則改正の公表頻度： 原則半年に1回(年2回)の情報発信



【2024年度からの開催形式】

✓ 年に1回実施

✓ 規則改正の解説⇒ 将来的に影響のある内容を含めた1年間の規則改正の説明

✓ 業界の関心が高いテーマをメインピックスとし、NKの研究開発と成果物を発表

37. 鋼船規則C編における改正点の解説
(鋼船規則C編関連)

1. はじめに
2023年12月22日付一部改正より改正された鋼船規則C編中、鋼船規則C編関連に関する事項について、その内容を解説する。なお、2024年6月22日以降に修正的が行われる船舶に適用される。

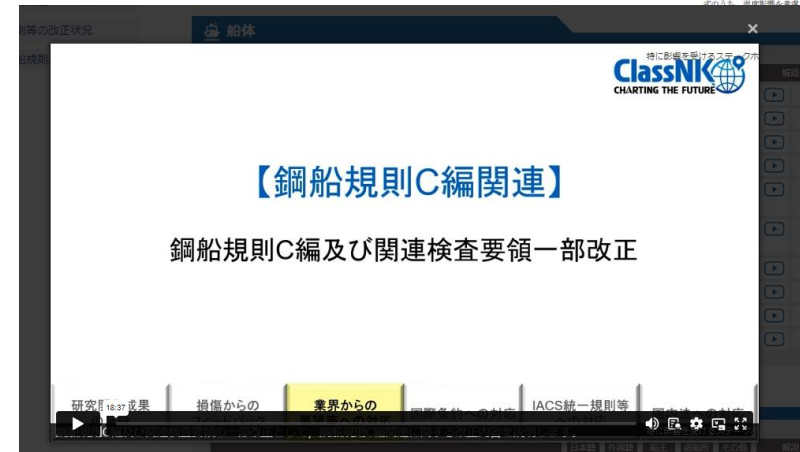
2. 改正の背景
本会の船舶構造に関する規則である鋼船規則C編は、全改正が行われ、2023年7月1日付で制定された。その後、船舶構造の検査規則において、関連業界より規則の明確化や改善要望等に関するフィードバックが寄せられた。

3. 改正の内容
(1) ステンレス圧延鋼材又はステンレス鋼の鋼板の厚さ影響を考慮した脆性脆化係数(1 編 3 章 3.2.1.4.3(注))
ステンレス圧延鋼材又はステンレス鋼の鋼板(以下、ステンレス材)を炭素鋼と同等の設計強度で使用する場合は、脆性脆化係数を考慮する必要がある。脆性脆化係数は、脆性脆化試験結果と算定式から得られる脆性脆化係数を比較し、脆性脆化係数の大きい方を採用する。脆性脆化係数は、脆性脆化試験結果と算定式から得られる脆性脆化係数を比較し、脆性脆化係数の大きい方を採用する。

図4 試験値と算定式による脆性脆化係数の比較結果

図4 試験値と算定式による脆性脆化係数の比較結果

図4 試験値と算定式による脆性脆化係数の比較結果



		公表済み	本年末公表予定	来年以降公表予定
船体関連	• 登録検査		○	
	• 鋼船規則C編関連		○	
艀装関連	• IP (Industrial Personnel) Code	○		
	• 貨物船に要求される火災探知警報装置			○
	• 揚貨装置及びアンカーハンドリングウインチ			○
機関, 電気設備 及び材料関連	• 鋳鋼品の供試材等	○		
	• 始動用空気圧縮機の容量	○		
	• 水バラスト記録簿の書式		○	
	• UPS及び制御弁式シール形鉛蓄電池			○
	• 往復動内燃機関等が受ける傾斜及び加速度			○